

大津地裁総第 1094 号

令和 2 年 10 月 21 日

山 中 理 司 様

大津地方裁判所長 瀧 華 聰 之

司法行政文書開示通知書

8 月 27 日付け（同月 28 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

7 月 15 日付け裁判官申合せ「大津地方裁判所、大津家庭裁判所等令状当番制」
(片面で 13 枚)

2 開示しないこととした部分とその理由

1 の文書には、公にすることにより警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報及び公にすることにより令状事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（令状担当裁判官名、令状当番割当日等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第 5 条第 6 号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

（担当）総務課 電話 077（503）8112

大津地方裁判所、大津家庭裁判所、大津簡易裁判所、彦根簡易裁判所及び長浜簡易裁判所の令状当番について、次のとおり申し合わせる。

令和2年7月15日

裁判官申合せ

大津地方裁判所、大津家庭裁判所等令状当番制

第1 定義

この申合せにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 地裁 大津地方裁判所本庁をいう。
- 2 家裁 大津家庭裁判所本庁をいう。
- 3 大津簡裁 大津簡易裁判所をいう。
- 4 彦根支部 大津地方、家庭裁判所彦根支部をいう。
- 5 長浜支部 大津地方、家庭裁判所長浜支部をいう。
- 6 彦根簡裁 彦根簡易裁判所をいう。
- 7 長浜簡裁 長浜簡易裁判所をいう。
- 8 平日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）並びに土曜日及び日曜日を除いた日をいう。
- 9 昼間 平日の午前8時30分からその日の午後5時までをいう。
- 10 夜間 平日の午後5時から翌日の午前8時30分までをいう。
- 11 閉庁日 土曜日、日曜日及び休日をいう。
- 12 年末年始 12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。ただし、その前後に土曜日及び日曜日が連続する場合は、その全期間を対象とする。
- 13 夏期休廷期間 7月21日から8月31日までの期間をいう。
- 14 ゴールデンウィーク期間 4月29日から5月5日まで（ただし、平日を除

く。) ただし、その前後に土曜日、日曜日及び休日が連続する場合は、その全期間を対象とする。

第2 地裁及び大津簡裁の令状事務

1 地裁及び大津簡裁に次の区分ごとに令状当番の裁判官（以下「当番裁判官」という。）を置く。

(1) 昼間

(2) 夜間

(3) 閉庁日（午前8時30分から翌日午前8時30分まで）

2 1の区分ごとの令状事務については、次のとおり処理する。

(1) 昼間

ア 次の裁判官が別表1のとおり処理し、その代理裁判官を同表のとおり定める。

裁判官 [REDACTED]

裁判官 [REDACTED]

裁判官 [REDACTED]

裁判官 [REDACTED]

裁判官 [REDACTED]

イ 午後1時以後に受理した勾留請求事件（求令状起訴に伴う被告人の身柄に関する処分又は第4の2(1)による少年事件送致に伴う観護措置に関する処分で、当該当番裁判官が処理すべきものを含む。）が3件以上に達した場合は、その後受理する勾留請求事件及び処理未了のその他の令状事務については、代理裁判官が処理担当に加わった上、これら担当裁判官の協議等により振り分けて処理する。

なお、この扱いは目安にすぎず、具体的な状況に応じて柔軟に運用するものとする。

ウ ア及びイの定めによって処理することが困難な場合は、当該当番裁判官が簡裁本務の裁判官であるときはそれ以外の簡裁本務の裁判官が、地裁本務の裁判官であるときはそれ以外の地裁本務の裁判官が、それぞれ処理する。

ただし、[曜日]は、[裁判官]が当番裁判官の求めに応じて処理することができる。その場合、目安として、第[曜日]は[裁判官]、第[曜日]は[裁判官]が取り扱うこととし、具体的な状況に応じて柔軟に運用するものとする。

エ アないしウの定めにかかわらず、午後4時30分以後に受理した令状請求事件（勾留請求事件を含む。）であって、昼間の当番裁判官等により爾後速やかに処理することが困難であると刑事部総括裁判官又はその指名を受けた刑事部裁判官が認めるものは、(2)の当番裁判官が処理する。

(2) 夜間

次の裁判官（以下「夜間令状担当裁判官」という。）が次に定める順序による輪番制により処理する。

①裁判官	②裁判官	③裁判官
④裁判官	⑤裁判官	⑥裁判官
⑦裁判官	⑧裁判官	⑨裁判官
⑩裁判官	⑪裁判官	⑫裁判官
⑬裁判官	⑭裁判官	⑮裁判官
⑯裁判官	⑰裁判官	⑱裁判官

ただし、[割り当てない]（[]）ように、かつ、裁判官[]、同[]、同[]については、その割当日が[]及び[]にならないように調整するものとする。

(3) 閉庁日

次の裁判官（以下「閉庁日令状担当裁判官」という。）が次に定める順序による輪番制により処理する。

①裁判官	②裁判官	③裁判官
④裁判官	⑤裁判官	⑥裁判官

⑦裁判官 [REDACTED] ⑧裁判官 [REDACTED] ⑨裁判官 [REDACTED]
⑩裁判官 [REDACTED] ⑪裁判官 [REDACTED] ⑫裁判官 [REDACTED]
⑬裁判官 [REDACTED] ⑭裁判官 [REDACTED] ⑮裁判官 [REDACTED]
⑯裁判官 [REDACTED] ⑰裁判官 [REDACTED] ⑱裁判官 [REDACTED]
⑲裁判官 [REDACTED] ⑳裁判官 [REDACTED] ㉑裁判官 [REDACTED]
㉒裁判官 [REDACTED] ㉓裁判官 [REDACTED]

ただし、裁判官 [REDACTED]、同 [REDACTED]、同 [REDACTED]、同 [REDACTED]、同 [REDACTED]
[REDACTED] については、その割当日が [REDACTED] にならないように、かつ、割当日
が [REDACTED] ように輪番の順序を調整するものとする。また、裁判官 [REDACTED]
[REDACTED]、同 [REDACTED]、同 [REDACTED] については、その割当日が [REDACTED]
[REDACTED] にならないように調整するものとする。

(4) (2)及び(3)の定めにかかわらず、定期の異動で大津地裁管外へ転出すること
が見込まれる裁判官に対しては、発令前 [REDACTED] 日間（発令日を含む。）につき、
夜間及び閉庁日の令状当番を割り当ない（簡易裁判所判事の発令日が3月中
であるときは、これに応じて適宜調整する。）。定期の異動で大津地裁管外
から転入する裁判官に対しては、発令日から起算して [REDACTED] 日間（発令日を含
む。）につき、夜間及び閉庁日の令状当番を割り当てない。上記以外の時期
の転出又は退官、ないし転入又は任官が見込まれる裁判官についても、その
発令日を基準として上記同様に計算し、夜間又は閉庁日の令状当番をそれぞ
れ割り当てないこととする。

(5) 異動がある場合に、異動対象者の令状当番に該当する部分は、次のとおり
割り当てることとする。

- ア 令状当番の割当てが未指定である場合は、割当名簿に基づき通常どおり
割り当てる。
- イ 令状当番が既に割当済みの場合は、当該異動者の後任に当たる転入者を
割り当てる。なお、(4)の割当除外期間を考慮する。

ウ イの場合において、後任に該当する者がない場合又は(4)の割当除外により割り当てることができない場合は、割当名簿に基づき次順位の者を順次割り当てる。

(6) 当番裁判官の処理態勢

夜間及び閉庁日の当番裁判官は、[REDACTED]処理する。

3 2の定めにかかわらず、求令状起訴等については、次のとおり処理する。

(1) 地裁に対する求令状起訴に伴う被告人の身柄に関する処分、地裁の裁判官が勾留した被疑者に対する勾留執行停止、接見禁止の一部解除若しくは移送同意又は犯罪捜査のための通信傍受に関する法律4条による傍受令状の請求にかかる処理など、地裁の辞令を有する裁判官が処理すべき場合は、その時の当番裁判官が地裁の辞令を有するときはその裁判官が処理し、そうでないときは、次の裁判官が、その順序により処理する。

①裁判官 [REDACTED]	②裁判官 [REDACTED]	③裁判官 [REDACTED]
④裁判官 [REDACTED]	⑤裁判官 [REDACTED]	⑥裁判官 [REDACTED]
⑦裁判官 [REDACTED]	⑧裁判官 [REDACTED]	⑨裁判官 [REDACTED]
⑩裁判官 [REDACTED]	⑪裁判官 [REDACTED]	⑫裁判官 [REDACTED]
⑬裁判官 [REDACTED]	⑭裁判官 [REDACTED]	⑮裁判官 [REDACTED]

(2) 大津簡裁に対する求令状起訴に伴う被告人の身柄に関する処分又は大津簡裁の裁判官が勾留した被疑者に対する勾留執行停止、接見禁止の一部解除若しくは移送同意など、大津簡裁の辞令を有する裁判官（てん補裁判官を含む。以下同じ。）が処理すべき場合は、その時の当番裁判官が大津簡裁の辞令を有するときはその裁判官が処理し、そうでないときは、裁判官水上敏の指定した大津簡裁裁判官の発令を受けている裁判官が処理する。

(3) 当番裁判官が地裁刑事部合議制に所属する裁判官である場合に、地裁に法定合議事件の求令状起訴があり、当番裁判官がその事件の合議体を構成すべきときは、當日に在庁する地裁の辞令を有する裁判官でその事件の合

議体を構成しない者が処理する。

(4) 地裁の裁判官が勾留した被疑者に対する勾留取消しの請求及び勾留理由開示の請求については、当該勾留状を発付した裁判官が処理し、当該裁判官に差支えがある場合は、次の裁判官が、その順序により処理する。

①裁判官	②裁判官	③裁判官
④裁判官	⑤裁判官	⑥裁判官
⑦裁判官	⑧裁判官	⑨裁判官
⑩裁判官	⑪裁判官	⑫裁判官
⑬裁判官	⑭裁判官	⑮裁判官

(5) 大津簡裁の裁判官が勾留した被疑者に対する勾留取消しの請求及び勾留理由開示の請求については、当該勾留状を発付した裁判官が処理し、当該裁判官に差支えがある場合は、裁判官水上敏の指定した大津簡裁裁判官の発令を受けている裁判官が処理する。

4 2の定めにかかわらず、当番裁判官が地裁刑事部合議制に所属する裁判官である場合に、勾留請求及び勾留延長請求があり、その被疑事実が裁判所法第26条第2項第2号に定める事件に該当するものであるときは、当日に在庁する裁判官で地裁刑事部合議制に所属しない者が処理し、これにより処理することが困難な場合に限り、当番裁判官が処理する。

5 4の定めにかかわらず、その被疑事実が裁判員法2条1項の定める事件に該当するもので、かつ、当番裁判官が、裁判官 [REDACTED]、同 [REDACTED]、同 [REDACTED]、同 [REDACTED]、同 [REDACTED]、同 [REDACTED]、同 [REDACTED] であるときは、次のとおり処理する。

(1) 夜間令状担当裁判官（ただし、裁判官 [REDACTED]、同 [REDACTED]、同 [REDACTED]、同 [REDACTED]、同 [REDACTED]、同 [REDACTED]、同 [REDACTED] を除く。）がその記載順に従って処理する。処理を行った裁判官の順位は、本項の処理に関し最後尾に変更される。

(2) 何らかの情報により、(1)により処理する必要があることが判明した場合には、刑事訟廷あるいは日直員が(1)の順位に従い、裁判官に連絡する。その際、先順位の裁判官から差し支えがある旨申し出があった場合、または、刑事訟廷あるいは日直員が、先順位の裁判官に容易に連絡がつかないと判断した場合には、次順位の裁判官に連絡する。

6 年末年始の令状事務については、1から5の定めにかかわらず、次のとおり処理する。

(1) 基本的な処理方法

年末年始のうち12月31日及び1月1日については、和歌山地裁と連携して、2庁のうちの1庁が双方の管内の令状請求に係る連絡の窓口を務め、自庁管内以外のものについては連絡を転送するという連絡庁制度を採用し、2庁が隔年で窓口担当する。

当庁が窓口を担当する場合、その間の当番裁判官は、閉庁日と同様に、
[REDACTED] 令状事務を処理し、和歌山地裁が窓口を担当する場合、その間の当番裁判官は、自宅等で待機し、和歌山地裁経由で令状請求に関する連絡を受けた場合に、登庁した上、令状事務を処理する。

年末年始のその他の期間の令状事務については、当番裁判官は、閉庁日と同様に、
[REDACTED] 令状事務を処理する。

(2) 令状当番の割当てを受ける裁判官の範囲

年末年始の令状当番の割当てを受ける裁判官の範囲については、当庁が窓口を担当する場合であるか否かを問わず、以下のとおりとする。

ア 夜間令状担当裁判官のうち
[REDACTED]

裁判官

イ アの裁判官の数が、当番を割り当てるべき日数に満たない場合には、①
[REDACTED] 裁判官を加えることとし、それでも裁判官の数が割当日数に満たない場合には、②
[REDACTED]

■■■■■裁判官を加える。

ウ ア及びイの裁判官の人数の合計が割り当てるべき日数を上回るときは、まず、アの裁判官を割り当てるべき裁判官とした上、イによって加えられた裁判官（複数回加えた場合には最後に加えられた裁判官）の中から抽選により割当日数に満つるまでの裁判官を選ぶ。

(3) 当番の割当ての方法

上記(2)で対象者とされた裁判官は、割当てを受ける日について、第1順位から第3順位まで希望を申し出ることとする。

第1順位とする裁判官が1人だけの日があれば、当該希望者をその日の当番担当に決定し、同日に係る第2順位以下の希望及び決定した当番担当裁判官のその他の希望を抹消する。

次に、第1順位の希望が競合している日について、競合者間で抽選を行い、当選者をもって当番担当に決定するとともに、同日に係るその他の希望及び当選者のその他の順位の希望を抹消する。

続いて、第2順位の希望が示されている日について、希望者が1人だけの日があれば当該希望者をその日の当番担当に決定し、競合している日については競合者間で抽選を行い、当選者をもって当番担当に決定し、それぞれ上記同様に余部の記載を抹消し、以降、第3順位の希望についても同様の作業を繰り返して割当てを行う。

以上によっても割当てを確定できない場合には、割当未了の裁判官を母体として、くじないし抽選を行い、割当てを確定する。

ただし、裁判官■■■■■、同■■■■■、同■■■■■については、その割当日が■■■■■にならないように調整するものとする。

7 ゴールデンウィーク期間の令状事務については、1から5の定めにかかわらず、次のとおり処理する。

(1) 基本的な処理方法

当番裁判官は、閉庁日と同様に、[REDACTED] 令状事務を処理する。

(2) 令状当番の割当てを受ける裁判官の範囲

ゴールデンウィーク期間の令状当番の割当てを受ける裁判官の範囲については、以下のとおりとする。

ア 閉庁日令状担当裁判官のうち [REDACTED]

[REDACTED] 裁判官

イ アの裁判官の数が、当番を割り当てるべき日数に満たない場合には、① [REDACTED]

[REDACTED] 裁判官を加えることとし、それでも裁判官の数が割当日数に満たない場合には、② [REDACTED]

[REDACTED] 裁判官を加える。

ウ ア及びイの裁判官の人数の合計が割り当てるべき日数を上回るときは、まず、アの裁判官を割り当てるべき裁判官とした上、イによって加えられた裁判官（複数回加えた場合には最後に加えられた裁判官）の中から抽選により割当日数に満つるまでの裁判官を選ぶ。

(3) 当番の割当ての方法

上記(2)の対象裁判官の中から、上記6(3)と同様の方法によって当番を割り当てる。ただし、裁判官 [REDACTED]、同 [REDACTED]、同 [REDACTED]、同 [REDACTED]、同 [REDACTED] については、その割当日が [REDACTED] にならないように、かつ、割当日が [REDACTED] ように輪番の順序を調整するものとする。また、裁判官 [REDACTED]、同 [REDACTED]、同 [REDACTED] については、その割当日が [REDACTED] にならないように調整するものとする。

8 夏期休廷期間の令状事務については、1から5の定めにかかわらず、次のとおり処理する。

夜間については夜間令状担当裁判官の中から、閉庁日については閉庁日令状担当裁判官の中から、いずれも [] 及び [] に割当てがされないように配慮しつつ上記 2(2), (3)に準じた輪番制で割当てを行う。

9 1から8までの定めにより令状事務を処理することが困難又は不適当な場合は、当番裁判官の申出により、所長又は刑事部部総括裁判官が処理する裁判官を定める。

10 当庁に着任する新任判事補に対し令状当番を割り当てる時期は、着任後 [] が経過する時期を目途とし、関係部署の部総括裁判官等の協議により決する。

第3 彦根支部、長浜支部、彦根簡裁及び長浜簡裁の令状事務

1 彦根支部、長浜支部、彦根簡裁及び長浜簡裁の令状事務は、当該各庁に勤務する裁判官の協議により定めるところにより処理する。ただし、閉庁日及び年末年始の被疑者の国選弁護人の選任及び解任に関する処分は、第2による当番の割当ての順序により処理し、当該処分を行うべき裁判所の辞令を有しない裁判官のときは、次の裁判官がその順序により処理する。

①裁判官 []	②裁判官 []	③裁判官 []
④裁判官 []	⑤裁判官 []	⑥裁判官 []
⑦裁判官 []	⑧裁判官 []	⑨裁判官 []
⑩裁判官 []	⑪裁判官 []	

2 ゴールデンウィーク、年末年始等長期連続休暇期間中の勾留に関する付随処分（勾留取消請求、勾留執行停止請求、接見禁止解除請求等）については、原則として前項本文で定められた当該各庁の裁判官が在庁している場合は当該裁判官が処理し、在庁していない場合は第2による当番の割当てを受けた裁判官（当該処分を行うべき資格を有しない裁判官のときは、地裁刑事部部総括裁判官が指定した裁判官）が当該庁の事件として処理する。

第4 家裁の令状事務

1 家裁に次の区分ごとに当番裁判官を置く。

(1) 昼間

(2) 夜間及び閉庁日

2 1の区分ごとの令状事務については、次のとおり処理する。

(1) 昼間

ア 次の裁判官が別表2のとおり処理し、その代理裁判官を同表のとおり定める。ただし、観護措置については、当該少年事件の分配を受ける予定の裁判官が処理し、その裁判官が差支えの場合に別表2のとおり処理する。

裁判官 [REDACTED]

裁判官 [REDACTED]

裁判官 [REDACTED]

裁判官 [REDACTED]

裁判官 [REDACTED]

イ アの定めによって処理することが困難な場合は、所長の指定したそれ以外の他の裁判官が処理する。

(2) 夜間及び閉庁日

第2の定めにより割り当てられている当番裁判官が家裁の辞令を有する場合はその裁判官が処理し、そうでない場合は、次の裁判官がその順序により処理する。

①裁判官 [REDACTED]

②裁判官 [REDACTED]

③裁判官 [REDACTED]

④裁判官 [REDACTED]

⑤裁判官 [REDACTED]

⑥裁判官 [REDACTED]

⑦裁判官 [REDACTED]

⑧裁判官 [REDACTED]

⑨裁判官 [REDACTED]

⑩裁判官 [REDACTED]

⑪裁判官 [REDACTED]

3 年末年始及び夏期休廷期間の令状事務については、1及び2の定めにかかわらず、関係各裁判官の協議により別途処理方法を定める。

4 1から3までの定めにより令状事務を処理することが困難な場合は、所長が処理する裁判官を定める。

第5 免除

1 妊娠中又は1歳未満の子を養育している女性裁判官は、届出により令状当番

を割り当てない。

2 同居の子の監護又は親族の看護若しくは介護を日常的に代替なく担当している事情や健康上の事情等、令状当番を担当するのが困難な事情のある裁判官は、所長に申し出て承認を受けることにより、令状当番の割り当てを受けないことができる。

附 則

この申合せは、令和2年7月15日から施行する。

(別表1)

令 状 当 番 表

区分	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
当番裁判官					
代理裁判官		刑事部部総括裁判官の指定する裁判官		1, 3 2, 4, 5	

(別表2)

観護措置当番表

区分	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
当番裁判官					
代理裁判官					